長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金交付要領

第1 趣旨

県は、長崎農産物マーケティング強化支援事業実施要綱第2に定める農産物のマーケティング強化支援対策にかかる経費に対し、長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助率、補助金の下限額および上限額

- 1 補助の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。
- 2 1事業体主体あたりの補助金額の下限額は100千円、上限額は1,000千円とする。

第3 補助金の対象となる期間

交付決定を受けた日から当該年度の2月末までとする。ただし、長崎農産物マーケティング強 化支援事業実施要綱第6にある交付決定前の事業着手を行う場合はこの限りではない。

第4 申請書に添付すべき書類

- 1 規則第4条により申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。但し、様式第10号については別途農林部で定める団体については提出不要とする。
 - (1)事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3)誓約書(様式第10号)
- 2 申請書を提出できる期間は、実施要綱第5の1に定める計画の承認通知を受け取った日から 20日を経過した日までとする。

第5 申請書の取り下げができる期間

規則第8条第1項の規定により、申請書の取り下げをすることができる期間は、補助金の交付の決定通知を受け取った日から15日を経過した日までとする。

第6 状況報告等

規則第 11 条第1項の補助事業等の遂行の状況については、補助金の交付の決定のあった年度の 12 月 31 日現在の状況を当該年度の 1 月 10 日までに遂行状況報告書(様式第4号)により行うものとし、遂行状況報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 領収書などの証拠書類の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

第7 変更の承認等

- 1 規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、計画変更承認申 請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する軽微な変更は、長崎農産物マーケティング強化支援事業の総額の 20 パーセントを超えない範囲の増減とする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

第8 実績報告

- 1 規則第 13 条第1項の規定による実績報告書(様式第6号)の提出期限は、事業の完了した日から 30 日を経過した日または当該年度の3月1日のいずれか早い日までとし、実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1)事業実績書(様式第2号)
 - (2) 収支精算書(様式第3号)
 - (3)領収書などの証拠書類の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金中の仕入れに係る消費税等相当金額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告する(様式第 7 号)とともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第9 補助金の交付

- 1 この補助金は、概算払の方法により交付できるものとする。
- 2 概算払の請求に必要な書類は、概算払請求書(様式第8号)、請求内訳書(様式第9号)と する。

附則

この要領は令和6年度予算に係る事業から適用する。

別表(第2関係)

| 区分 | 経費 | 補助率 |
|-------------|---------------------------------------|---|
| マーケティング強化対策 | 実施要綱第2に規定する事業に要する経費 (実施要綱別表に掲げるもの) | 補助対象経費の1/2以内。ただし、国内での取組に限る。 また、事業取組2年目において初年度と同内容の事業を実施する場合は、1/3以内、さらに3年目以降も同内容で事業を継続する場合は、補助対象外とする。 |

長崎県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 申請者 (法人にあっては名称 及び代表者の職・氏名)

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、長崎農産物マーケティング強化支援事業を実施したいので、補助金 ○○○円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条の 規定により、次の書類を添えて申請します。

記

(関係書類)

- 1. 事業計画書(様式第2号)
- 2. 収支予算書(様式第3号)
- 3. 誓約書(様式第10号)

発行責任者及び担当者

発行責任者 〇〇 〇〇 (連絡先〇〇〇一〇〇〇〇) 発行担当者 △△ △△ (連絡先〇〇〇一〇〇〇〇〇)

様式第2号(第4、第8関係)

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業計画書(変更計画書又は実績書)

1. 事業の目的(成果)

| No | 取組品目 | 取組内容 | 成果目標 (実績) |
|-----|------|----------------|-----------|
| 記載例 | みかん | ○○店舗への販売促進員の設置 | 売上げ〇〇円 |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

- 注) 実績書には成果として可能な限り販売額、成約件数等を具体的に記載すること。
- 2. 事業の内容及び経費の配分計画 (実績)
- (1)事業の内容

事業区分

| 経費区分 | 事業内容 | 積算根拠 |
|---------------------------|------|------|
| マーケテ ィング強 化支援対 策 | | |

注)変更申請時は変更前の内容、時期、回数及び予算額を上段 () 書きとし、変更後との内容が 対比できるように作成すること。

(2)経費の配分

| -t->l(c | ۸۱۱ - ۱۰ ۱۱۱۸ - ۱۱ ۱ | 負担区分 | | | /+tt-v |
|---------------|--|------|------|-----|--------|
| 事業区分 総事業費 | | 県補助金 | 自己資金 | その他 | 備考 |
| マーケティング強化支援対策 | | | | | |

- 注)変更申請時は変更前予算額を上段 () 書きとし、変更後との内容が対比できるように作成すること。
- 3. 事業着手(予定)年月日
- 4. 事業完了(予定)年月日

様式第3号(第4、第8関係)

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業収支予算書(精算書)

1. 収入の部

| 1 , p() , , b() | | | | | | |
|-----------------|----------|----------|----------------|-----------------|----|--|
| | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | | | |
| 区分 | (変更後予算額) | (変更前予算額) | т ӊ | 7 46 | 備考 | |
| | (本年度精算額) | (本年度予算額) | 増 | 減 | | |
| | | | | | | |
| 旧坛出入 | | | | | | |
| 県補助金 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 白 コ 次 人 | | | | | | |
| 自己資金 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| | | | | | | |

2. 支出の部

| | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 増減 | |
|-----------------------|----------|----------|-----|-----|----|
| 事業区分 | (変更後予算額) | (変更前予算額) | 174 | 4-4 | 備考 |
| | (本年度精算額) | (本年度予算額) | 増 | 減 | |
| マーケティ ング強化支 援対策 | | | | | |
| 計 | | | | | |

長崎県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 申請者 (法人にあっては名称 及び代表者の職・氏名)

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け長崎県指令 農流第 号で交付決定通知のあった長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金について、長崎県補助金等交付規則第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | | 事業の遂行状況 | | | | |
|------|------|----------------|-------|------------------|------|----|
| 事業区分 | 総事業費 | 12月31日まで完了したもの | |) 1月 1日以降に実施するもの | | 備考 |
| | | 事業費 | 出来高比率 | 事業費 | 事業完了 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

発行責任者及び担当者

番号年月

長崎県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 申請者 (法人にあっては名称 及び代表者の職・氏名)

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 農流第 号で交付決定通知のあった長崎農産物マーケティング強化支援事業について、下記のとおり計画を変更したいので、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第11条第2項の規定により、承認されるよう申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりです。

記

- 1. 変更の理由
- 2. 計画変更の内容
 - 注)様式第2号及び3号を添付すること

発行責任者及び担当者

発行責任者 〇〇 〇〇 (連絡先〇〇〇一〇〇〇〇) 発行担当者 △△ △△ (連絡先〇〇〇一〇〇〇〇〇)

長崎県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 申請者 (法人にあっては名称 及び代表者の職・氏名)

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け長崎県指令 農流第 号で交付決定の通知があった長崎 農産物マーケティング強化支援事業について、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則 第16号)第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- 1 事業実績書(様式第2号)
- 2 収支精算書(様式第3号)
 - 注) 証拠書類(領収書等支払ったことがわかる書類の写し、写真等) を添付すること。

発行責任者及び担当者

長崎県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 申請者 (法人にあっては名称 及び代表者の職・氏名)

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け長崎県指令 農流第 号で交付決定の通知があった長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金について、長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金交付要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

 1 補助金額(確定通知書により通知された額)
 円

 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
 円

 3 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
 円

 4 補助金返還相当額(3-2)
 円

(注)

- 1 別紙として、積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が、消費税及び地方消費税 に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

発行責任者及び担当者

長崎県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 申請者 (法人にあっては名称 及び代表者の職・氏名)

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金交付請求書(概算払)

金

令和 年 月 日付け長崎県指令 農流第 号で交付額確定(交付決定)の通知があった長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第16条の規定により請求します。

(概算払) を必要とする理由

振込口座

金融機関

口座番号

口座名義

発行責任者及び担当者

請 求 内 訳 書

| 区分 | 交付決定額 | 前回までの受領額 | 今回請求額 | 残額 | 摘 要 |
|----|-------|----------|-------|----|-----|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

 番
 号

 年
 月

 日

長崎県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 申請者 (法人にあっては名称 及び代表者の職・氏名)

誓約書

私は、令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

- ※ チェック欄(誓約の場合、口 にチェックを入れてください。)

 □ 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。
 また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

 ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

 イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

 ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの
- □ 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者(以下「暴力団等」という。)と契約を締結しません。
- □ 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。
- □ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。
- ※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者